

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第244号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年12月3日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下単に「竹原支局」という。）の庁舎敷地内の駐車区画（来客用駐車区画を除く。）に駐車している自動車登録番号が「〇〇」の車両（以下「該当車両」という。）について、当該駐車区画への駐車を許可権者が許可しているか否かにかかわらず、該当車両を利用している職員に関する記録、具体的には、該当車両による通勤方法を届け出ている県職員に係る通勤届及び自動車登録番号などを確認している文書（以下「通勤届等」という。）（対象期間は、平成15年4月1日から平成18年11月30日まで）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、通勤届及び自動車通勤者調査票を対象となり得る行政文書として特定し、条例第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年12月15日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年2月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

通勤届等に関する適正な開示決定等を速やかに実施するよう要求する。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本来は開示すべき通勤届等について、その通勤届等そのものが存在しているか否かを答えることを拒否するという裁量権の濫用に基づく違法な処分である。

実施機関は、過去においても、条例などの規定を遵守せずに裁量権を濫用し、自動車登録番号を不開示とする理由について、「自家用車の公務使用に関する取扱要領」を引用し、自家用車の公務使用が承認されるのは、「身体に障害を有するため、公用車を利用できない」場合に限られており、かつ、自家用車公務使用承認を受けている

職員は自家用車で通勤しており、許可を受けて頻繁に庁内の駐車場を利用しているから、対象文書の開示により、当該職員が身体に障害を有するという個人情報に公にされることになるためとの記述を公文書に明記している。

しかし、これらの理由は、外来者用駐車場を目的外利用する県職員の実態を隠匿するために画策した理由付けであり、また、竹原支局においては、自家用車による真実の通勤実態と通勤届の不一致による矛盾を隠匿するなどの必要があることから、仮装するための方策として考え出した不当なものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の対象となっているのは、特定の自動車登録番号の車両についての通勤届等であるが、自動車登録番号については、出入りが自由にできる駐車場に実際に出向いて自動車登録番号標又は車両番号標を確認することによって、運転者が特定される可能性があり、特定の個人が識別され得るものである。

また、職員の通勤手当の支給については、職員の通勤手当に関する規則（昭和33年広島県人事委員会規則第16号）により、職員が通勤手当の支給の要件を具備するに至った場合は、通勤届を提出することを前提として、届出に係る事実を確認の上、通勤手当の額を決定することとされている。

したがって、特定の自動車登録番号の車両について、通勤届の存否を答えることは、特定個人が通勤手当の支給の要件を具備しているか否か、通勤届を提出したか否か、通勤手当が支給されているか否かといったことが明らかになる。

これらの存否に係る情報は、条例第10条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同号の不開示情報に該当する。

なお、職員の通勤届等については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもないことから、同号ただし書イには該当せず、さらに、公務員の職務に関する情報でもないことから、同号ただし書ハに規定する情報には該当せず、また、同号ただし書ロにも該当しない。

上記のとおり、特定の自動車登録番号の車両についての通勤届等の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件処分の妥当性について

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報である場合を除き、不開示とすることを規定している。

本件請求は、竹原支局の庁舎敷地内の職員用の駐車区画に駐車しているという車両の自動車登録番号標又は車両番号標の番号等（以下「本件番号等」という。）を特定した上で、本件番号等に係る車両による通勤方法を届け出ている県職員の通勤届等（以下「本件番号等に係る通勤届等」という。）の開示を求めるものである。

本件番号等に係る通勤届等の存否を明らかにすると、本件番号等の車両が、実施機関の職員によって、通勤に使用することを届け出られているか否かが明らかになる。

このことが明らかになっても、直ちに個人を識別することができるものではないが、本件番号等が自動車登録番号標の情報である場合、登録事項等証明書を受け持つことによって、当該自動車の使用者等の氏名及び住所が明らかになり、実施機関の職員個人が識別され得る。

当該使用者等が実施機関の職員ではない場合や登録事項等証明書が取得できない場合でも、本件請求は、竹原支局の職員用の駐車区画に駐車している車両で、特定期間において当該車両により実施機関の職員が通勤することを届け出ていることを前提としていることから、出入りが自由にできる駐車場に実際に出向いて、自動車登録番号標等を確認することによって、運転者である実施機関の職員個人が特定される可能性がある。

そうすると、本件番号等に係る通勤届等の存否を答えると、本件番号等に係る個人を識別することができる情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになる。

次に、条例第10条第2号ただし書該当の当否について検討すると、実施機関の職員の通勤方法に関する情報は、公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえず、条例第10条第2号ただし書イに該当するとは認められない。また、条例第10条第2号ただし書ロに該当するような特段の事情は認められない。

さらに、実施機関の職員は公務員等であるが、各職員の通勤方法に関する情報は公務員等の職務遂行の内容とはいえないから、条例第10条第2号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第10条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件請求に係

る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 3 月 6 日	・ 諮問を受けた。
令和 2 年 6 月 12 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 7 月 16 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 8 月 3 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 11 月 27 日 (令和 2 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授